

令和8年第1回（3月）

三郷町議会定例会

議 案 書

三 郷 町

三郷町告示第4号

令和8年第1回（3月）三郷町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和8年2月24日

三郷町長 木谷 慎一郎

記

1. 日 時 令和8年3月5日（木）  
午前9時30分
2. 場 所 三郷町議場

令和8年第1回（3月）三郷町議会定例会議案等一覧表

議案番号	件名	頁
同意第 1 号	副町長の選任につき同意を求めることについて	1
同意第 2 号	固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて	2
同意第 3 号	教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて	3
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	4
議案第 2 号	令和7年度三郷町一般会計補正予算（第9号）	-
議案第 3 号	令和7年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	-
議案第 4 号	令和7年度三郷町下水道事業会計補正予算（第2号）	-
議案第 5 号	令和8年度三郷町一般会計予算	-
議案第 6 号	令和8年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	-
議案第 7 号	令和8年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計予算	-
議案第 8 号	令和8年度三郷町国民健康保険特別会計予算	-
議案第 9 号	令和8年度三郷町介護保険特別会計予算	-
議案第10号	令和8年度三郷町後期高齢者医療特別会計予算	-
議案第11号	令和8年度三郷町下水道事業会計予算	-
議案第12号	児童福祉法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	5
議案第13号	三郷町乳児等通園支援事業に関する条例の制定について	8
議案第14号	日本遺産龍田古道ビジターセンターの設置及び管理に関する条例の制定について	11
議案第15号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	14
議案第16号	三郷町手数料条例の一部改正について	16
議案第17号	三郷町国民健康保険税条例の一部改正について	18
議案第18号	FSS35スポーツパークの設置及び管理に関する条例の一部改正について	23
議案第19号	三郷町介護保険条例の一部改正について	26
議案第20号	三郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について	28
議案第21号	三郷町信貴の湯温泉観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	30

議案第 2 2 号	三郷町下水道条例の一部改正について	32
議案第 2 3 号	三郷町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	34
議案第 2 4 号	三郷町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	36
議案第 2 5 号	三郷町農業公園信貴山のどか村の指定管理者の指定について	38
報告事項		
報告第 1 号	令和 6 年度（繰）日本遺産ビジターセンター「亀の瀬東口駅」整備工事（新しい地方経済・生活環境創生交付金事業）請負契約の契約金額変更に係る専決処分の報告について	39

同意第1号

副町長の選任につき同意を求めることについて

下記の者を副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求める。

令和8年3月5日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

記

住 所	生駒郡三郷町城山台1丁目2番12号
氏 名	安井 規雄
生年月日	昭和46年10月1日
理 由	前任者の退任による。

同意第2号

固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を固定資産評価員に選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年3月5日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

記

住 所	生駒郡三郷町城山台1丁目2番12号
氏 名	安井 規雄
生年月日	昭和46年10月1日
理 由	前任者の退任による。

同意第3号

教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

下記の者を教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年3月5日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

記

住 所	大和郡山市泉原町11番7号
氏 名	木村 維久子
生年月日	昭和35年9月21日
理 由	令和8年3月22日任期満了による。

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和8年3月5日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

記

住 所	生駒郡三郷町東信貴ヶ丘3丁目5番5号
氏 名	中谷 裕美子
生年月日	昭和28年3月7日
理 由	令和8年6月30日任期満了による。

議案第12号

児童福祉法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の  
制定について

児童福祉法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定  
するものとする。

令和8年3月5日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

## 児童福祉法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(三郷町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 三郷町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成27年3月三郷町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第23条第2項中「保育士（第4項及び第34条第3項において「研修修了保育士」という。）」を「保育士（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）」に改める。

第29条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

第31条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

第44条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

第47条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある小規模事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

付則第8条中「この条において」を削る。

付則第9条に次の1項を加える。

2 認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型等についての前項の規定の適用については、同項中「除く。）」とあるのは、「除く。）又は当該小規模保育事業所A型等が所在する認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士」とする。

(三郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

)

第2条 三郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年12月三郷町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項第1号中「保育士」の次に「（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士）」を加える。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。  
（三郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 三郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（令和2年3月三郷町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第13号

三郷町乳児等通園支援事業に関する条例の制定について

三郷町乳児等通園支援事業に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月5日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

## 三郷町乳児等通園支援事業に関する条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (施設)

第2条 事業を行う施設（以下「施設」という。）は、三郷町立西部保育園とする。

### (利用対象者)

第3条 施設を利用することができる者は、生後6月以上満3歳未満の子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子ども（以下「子ども」という。）とする。

### (利用時間等)

第4条 施設の利用は、子ども1人につき、1月当たり10時間を上限とする。

2 事業の実施日及び実施時間は、三郷町立保育園の設置に関する条例施行規則（平成13年12月三郷町規則第19号）に定める開園日及び保育時間内において町長が規則で定める。

### (利用の承認)

第5条 施設を利用しようとする子どもの保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。）は、利用について町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、施設の利用定員を超えない範囲で利用の承認をすることができる。

### (利用承認の取消し)

第6条 町長は、前条第1項の保護者及び子どもが次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の承認を取り消し、又は利用を中止することができる。

- (1) 事業の対象でなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により利用の承認を受けたとき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、利用が適当でないとして町長が認めたとき。

### (利用料)

第7条 事業の利用料は、子ども1人につき1時間当たり300円とする。

2 利用料は、町長が指定する日までに納入しなければならない。

(利用料の減免)

第8条 町長が必要と認めたときは、前条第1項の利用料を減免することができる。

(その他)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第5条に規定する利用の承認について必要な行為は、この条例の施行の前日においても行うことができる。

議案第14号

日本遺産龍田古道ビジターセンターの設置及び管理に関する条例の制定について

日本遺産龍田古道ビジターセンターの設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月5日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

## 日本遺産龍田古道ビジターセンターの設置及び管理に関する条例

### (設置)

第1条 文化庁が認定する日本遺産「もう、すべらせない！！～龍田古道の心臓部「亀の瀬」を越えてゆけ～」のストーリー（以下「日本遺産ストーリー」という。）を地域への訪問者に伝え、地域の歴史及び文化を観光産業の振興に繋げることを目的として、文化観光施設を設置する。

### (名称及び位置)

第2条 文化観光施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
日本遺産龍田古道ビジターセンター	奈良県生駒郡三郷町立野南3丁目11番35号

### (業務)

第3条 日本遺産龍田古道ビジターセンター（以下「ビジターセンター」という。）は、次に掲げる業務を行う。

- (1) ビジターセンターの展示を活用し、日本遺産ストーリー及び地域の魅力発信を行うこと。
- (2) 地域の歴史及び観光産業に関わる団体等の交流及び連携を促進すること。
- (3) その他ビジターセンターの設置目的を達成するために必要な事業を実施すること。

### (入館制限)

第4条 町長は、ビジターセンターを利用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の活動を助長することとなるとき。
- (3) 他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) その他町長が施設の管理又は運営上必要と認めるとき。

### (損害賠償等)

第5条 入館者は、施設又は設備、備品等を故意又は過失により損傷したときは、町長の定めるところに従い、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第6条 町長は、ビジターセンターの設置目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にビジターセンターの管理を行わせることができる。

2 前項の場合における第4条及び第5条の規定の適用については、これらの規定中「町長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う業務)

第7条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる業務に係る業務
- (2) ビジターセンターの施設等の維持管理に関する業務
- (3) その他町長が必要と認める業務

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、ビジターセンターの管理運営に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第15号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和8年3月5日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和34年3月三郷村条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

別表動物処理手当の項の次に次のように加える。

危険生物駆除手当	1回	1,000	蜂、クモその他危険生物に該当すると町長が認めるものの駆除業務に従事した職員
----------	----	-------	---------------------------------------

別表し尿処理業務手当の項中「500」を「1,000」に改める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第16号

三郷町手数料条例の一部改正について

三郷町手数料条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和8年3月5日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

## 三郷町手数料条例の一部を改正する条例

三郷町手数料条例（平成12年3月三郷町条例第2号）の一部を次のように改正する。

付則第3項を削り、第4項を第3項とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第17号

三郷町国民健康保険税条例の一部改正について

三郷町国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和8年3月5日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

## 三郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三郷町国民健康保険税条例（昭和62年6月三郷町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「（以下この条において「介護納付金」という。）」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（奈良県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第9条の3の次に次の3条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第9条の4 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.31を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第9条の5 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,70

0円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の6 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について200円とする。

第23条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に、「並びに同条」を「、同条」に改め、「(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からカ及びキに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)」を加え、同項第1号に次のように加える。

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1,190円

キ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 140円

第23条第1項第2号に次のように加える。

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 850円

キ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 100円

第23条第1項第3号に次のように加える。

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 340円

キ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 40円

第23条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号カに規定する金額を減額した世帯 255円
- イ 前項第2号カに規定する金額を減額した世帯 425円
- ウ 前項第3号カに規定する金額を減額した世帯 680円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 850円

第23条第3項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の5の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の6の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第23条に次の1項を加える。

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するも

のとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

付則第3項、第4項及び第6項から第13項までの規定中「第3条、第6条、第8条」の次に「、第9条の4」を加える。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の三郷町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第18号

F S S 3 5 スポーツパークの設置及び管理に関する条例の一部  
改正について

F S S 3 5 スポーツパークの設置及び管理に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和8年3月5日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

F S S 3 5 スポーツパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

F S S 3 5 スポーツパークの設置及び管理に関する条例（令和4年12月三郷町条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1号の表中

「

屋内 練習 場	一般	2,000	2,000	1,500	4,000	4,000	3,000	
	小中 学生							
	未就 学児							

」

を

「

屋内 練習 場	一般	2,000	2,000	1,500	4,000	4,000	3,000	空調設備使用料は、1時間・1台当たり100円とする。
	小中 学生							
	未就 学児							

」

に改める。

別表第2号の表中

「

屋内 練習 場	一般	6,000	6,000	4,500	12,000	12,000	9,000	
	小中 学生							
	未就 学児							

」

を

屋内 練習 場	一般							空調設備使 用料は、1 時間・1台 当たり100 円とする。
	小中 学生	6,000	6,000	4,500	12,000	12,000	9,000	
	未就 学児							

に改める。

別表第3号の表を削る。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第19号

三郷町介護保険条例の一部改正について

三郷町介護保険条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和8年3月5日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

## 三郷町介護保険条例の一部を改正する条例

三郷町介護保険条例（平成12年3月三郷町条例第3号）の一部を次のように改正する。

付則に次の1条を加える。

（令和8年度分の保険料の減免申請の特例）

第10条 介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第420号）附則第25条に規定する特例の適用を受ける第1号被保険者については、令和8年度分の保険料の減免に限り、町長が必要がないと認めるときは、第9条第2項の規定にかかわらず、同項の申請書の提出を省略することができる。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第20号

三郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

三郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和8年3月5日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

## 三郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

三郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和48年3月三郷町条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表一般廃棄物の部事業系の款中「第16条の許可を受けている者」の次に「及び事業者」を加え、同款上記以外の者が搬入する一般廃棄物の項を削る。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 2 1 号

三郷町信貴の湯温泉観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

三郷町信貴の湯温泉観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 3 月 5 日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

三郷町信貴の湯温泉観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例

三郷町信貴の湯温泉観光施設の設置及び管理に関する条例（令和3年7月三郷町  
条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表中「850円」を「1,000円」に、「450円」を「600円」に改め  
る。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 22 号

三郷町下水道条例の一部改正について

三郷町下水道条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 3 月 5 日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

## 三郷町下水道条例の一部を改正する条例

三郷町下水道条例（昭和55年10月三郷町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

第7条第2項に次のただし書を加える。

ただし、前項ただし書に規定する場合において、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 23 号

三郷町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

三郷町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 3 月 5 日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

## 三郷町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する 条例

三郷町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和43年9月三郷町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「45歳以下」及び「(ただし、団長、副団長、分団長、副分団長及び班長にして特に必要があるときは、この限りでない。)」を削る。

第13条第2項中「別表第3に定める額の」を削り、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「(昭和43年3月三郷町条例第10号)」を削り、同項を同条第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定により支給する旅費の額は、団長及び副団長にあつては特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例（昭和31年9月三郷村条例第8号）第9条第2項の規定を適用し、分団長、副分団長、班長及び団員にあつては三郷町職員の旅費に関する条例（昭和43年3月三郷町条例第10号）第15条及び第17条の規定を適用する。

別表第3を削る。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 24 号

三郷町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

三郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 3 月 5 日 提出

三郷町長 木谷 慎一郎

## 三郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

三郷町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年9月三郷町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「10,000円」に改め、同号ただし書中「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「100円」を「433円」に改め、「、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を」を削り、「第3号から第6号まで」を「第2号から第5号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中「12,900」を「13,340」に、「13,700」を「14,170」に、「14,500」を「15,000」に、「11,300」を「11,670」に、「12,100」を「12,500」に、「9,700」を「10,000」に、「10,500」を「10,840」に改める。

### 付 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の三郷町消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた三郷町消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第25号

三郷町農業公園信貴山のどか村の指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年3月5日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

施設の名称	指定する団体	指定の期間
三郷町農業公園 信貴山のどか村	生駒郡三郷町信貴南畑1丁目7番1号 株式会社農業公園信貴山のどか村	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで

報告第1号

令和6年度（繰）日本遺産ビジターセンター「亀の瀬東口駅」  
整備工事（新しい地方経済・生活環境創生交付金事業）請負契  
約の契約金額変更に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和8年3月5日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

## 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年2月27日

三郷町長 木谷 慎一郎

令和6年度（繰）日本遺産ビジターセンター「亀の瀬東口駅」整備工事（新しい地方経済・生活環境創生交付金事業）請負契約の契約金額を次のとおり変更する。

- |           |                 |                  |
|-----------|-----------------|------------------|
| 1. 変更の内容  | 現在契約金額          | 312,593,600円から   |
|           |                 | 4,764,100円増額し    |
|           | 変更契約金額          | 317,357,700円とする。 |
| 2. 契約の相手方 | 奈良県大和郡山市筒井町51-3 |                  |
|           | 藤本建設株式会社        |                  |
|           | 代表取締役 藤本 正成     |                  |